

第2章 自転車を取り巻く環境

2.1 自転車に関する全国的な変化

(1) 道路交通法の改正

道路交通法が改正され、令和5年7月から、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されました。

また、令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化され、「自転車の酒気帯び運転」が罰則の対象となりました。

① 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定

- ◇ 特定小型原動機付自転車の車両基準、保安基準への適合、自賠責保険（共済）への加入、ナンバープレートの取付けが定められました。
- ◇ 特定小型原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルール等が示されました。

【交通ルール】

- ・ 16歳未満の者の運転の禁止
- ・ 飲酒運転の禁止
- ・ 乗車用ヘルメットの着用
- ・ 車両の点検・整備
- ・ 車道通行の原則（道路標識等により例外的に歩道等を通行可能）等



② 自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則強化

【禁止事項】

- ・ 自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く）。
- ・ 自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること。

※どちらも自転車が停止しているときを除く。



③ 自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

【禁止事項】

- ・ 酒気を帯びて自転車を運転すること。
- ・ 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること。
- ・ 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること。
- ・ 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること。



出典《道路交通法、政府広報オンライン》

(2) 自転車安全利用五則の改定

令和4年11月1日に中央交通安全対策会議（内閣府）は、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われたことを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するために、「自転車安全利用五則」を改定しました。

改定した 自転車安全利用五則 守りましょう！

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります！

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています（平成29年～令和3年合計）。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
（平成29年～令和3年合計）

ヘルメット着用
0.26%

ヘルメット非着用
0.59%

約2.2倍！

※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

出典《内閣府 自転車安全利用五則》

- 4 -

(3) 国および県の動向

自転車活用の推進のため、国および県では以下のように取り組みが進められています。

平成29年5月

施行

自転車活用推進法

国および県の推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、地域の課題解決や地域特性、地域資源を活用し、自転車に関する施策を総合的に推進する計画を定めるよう努めなければならないとしています。

令和3年5月

閣議決定

第2次自転車活用推進計画(国)

自転車活用推進法の目的や基本理念を踏まえ、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けられています。

また、実施すべき施策のひとつとして、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取り組みが挙げられています。

自転車を巡る現状および課題に対応するため4つの目標を掲げています。

- [1] 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- [2] サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- [3] サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- [4] 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

令和4年3月

策定

第2次静岡県自転車活用推進計画

サイクルスポーツの聖地に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、ハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画として位置付けられています。

目指す姿に「サイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”の実現」を掲げ、4つの目標の達成を目指しています。

- [1] 自転車協議のアジア中心地への成長と自転車アスリート育成体制の構築
- [2] 国際的なサイクルツーリズムの目的地創造
- [3] 安全・快適に誰もが自転車に親しむ地域社会の形成
- [4] 良好な自転車走行空間の形成

令和4年3月

策定

富士宮市自転車活用推進計画

本市の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付けられています。